

後期高齢者医療加入者のみなさまへ

「窓口負担割合が2割となる方の負担を抑える配慮措置」の期間終了のお知らせ

令和4年10月1日から後期高齢者医療保険の病院等での窓口負担割合が見直されたことにより2割負担となった人について、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を1か月3千円までに抑える(入院の医療費は対象外)配慮措置の期間(制度改正施行後3年間)が**令和7年9月30日(火)で終了**となります。

ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

問 熊本県後期高齢者医療広域連合給付課 ☎096-288-6050

議会だより

令和7年 第3回南関町議会定例会を6月3日から6日まで開きました。
(議決日:6月6日)

議案番号	議 案 名	結 果
報告第1号	繰越明許費の繰越報告について(令和6年度南関町一般会計予算)	報告
報告第2号	事故繰越しの繰越報告について(令和6年度南関町一般会計予算)	〃
議案第30号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(南関町税条例の一部を改正する条例)	承認
議案第31号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	〃
議案第32号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(令和6年度南関町一般会計補正予算(第9号))	〃
議案第33号	南関町交流拠点施設〈u k a r a〉の設置及び管理等に関する条例の制定について	原案可決
議案第34号	南関町監査委員に関する条例及び南関町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
議案第35号	南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
議案第36号	南関町立図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
議案第37号	令和7年度南関町一般会計補正予算(第1号)について	〃
議案第38号	令和7年度南関町国民健康保険特別会計予算(第1号)について	〃
発議第1号	南関町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	〃
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	同意
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃
	議員派遣の件について	原案可決
	閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」	〃
	閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」	〃
	閉会中の継続調査について「広報常任委員会」	〃
	閉会中の継続調査について「議会運営委員会」	〃

一 般 質 問

6月定例会では、矢野修一議員、中村正雄議員、福山美佳議員、西田恵介議員、北原浩一郎議員、杉村博明議員、境田敏高議員の7名が一般質問を行いました。
一般質問の内容と執行部の答弁は、動画配信および会議録(後日公開)を町ホームページからご覧になることができます。

本定例会でタブレット端末を導入しました

町議会の効率的な運営とペーパーレス化を推進しています。タブレット端末を活用することで、これまで紙資料で閲覧していた議案書等を電子データで閲覧できるようになり、情報共有の迅速化などが図られます。
会議での活用のほかにも、さまざまな議員活動にも取り入れ、より一層議会活動が活性化するよう、運用していきます。



問 議会事務局 ☎57-8508

南関町みらい支援(不妊治療費等助成)について

南関町では、不妊治療を受けるご夫婦の経済的負担を軽減するために、一般不妊治療及び生殖補助医療(体外受精及び顕微授精・男性不妊手術等)に必要な費用の一部を助成します。

1.対象者 次の要件をすべて満たす人が対象となります。

- (1) 法律上、婚姻関係にある夫婦
- (2) 医療機関において不妊症と診断された夫婦
- (3) 夫婦とも1年以上南関町に住所を有していること。
- (4) 町税等に滞納がない人
- (5) 指定医療機関において治療を受けている人
- (6) 他の市町村で同じ治療に対して助成を受けていない人



2.助成の内容

※不妊治療を受けた日の属する月の初日から起算して1年以内に書類の提出が必要です。

区分	治療内容	助成費用
一般不妊治療	タイミング法又は人工授精	5万円/年(上限)
生殖補助医療	・体外受精、顕微授精 ・男性不妊手術等の医療保険適用治療	10万円/年(上限)

3.申請方法

医療機関等で検査を受け、領収書を添付してこども家庭センターに助成の申請をしてください。

※詳細は右記のQRコードよりご確認ください。



問 こども家庭センター ☎57-8553

南関町妊婦のための支援給付について

すべての妊婦さんに安心して出産・子育てをしていただくために、妊婦さんへ「支援給付」を行います。

- 対象者 南関町に住所があり妊娠している人
- 支給額 ①妊婦給付認定後 5万円
②妊娠しているこどもの人数の届け出後
こどもの人数×5万円
- 申請場所 福祉課 こども家庭センター



妊娠とは

この制度では医療機関により胎児心拍が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」としています。

※流産や死産・人工中絶等の場合も支給の対象になります。流産等をしたことが医療機関等において確認された日以降に申請することができます。

※詳細は右記のQRコードよりご確認ください。



問 こども家庭センター ☎57-8553